

会議録

和光市公平委員会

招集日時		令和7年7月11日(金)午後1時15分			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時間	午後1時12分	職・氏名	委員長 石井 多恵	
	閉会	時間	午後1時25分	職・氏名	委員長 石井 多恵	
参与者		委員長	石井 多恵	委員	檜沢利博、出口かおり	
出席書記		斎藤幸子、末永典子、舟越るい			会議録作成者	箭原友美
備考						
議 事						
石井委員長	<p>ただいまから、令和7年第2回公平委員会を開催します。</p> <p>本日の議題は、議案第5号「和光市公平委員会準公金管理規程を定めることについて」及び議案第6号「職員団体の登録事項の変更について」の2件でございます。</p> <p>まず、事務局から議案第5号の説明をお願いいたします。</p>					
斎藤局長	<p>議案第5号についてご説明いたします。</p> <p>市は、元幹部職員の不祥事の再発防止策の一環として、令和4年11月30日に準公金管理規則を制定し、準公金の取り扱いの適正化を図っているところです。しかし、公平委員会等の行政委員会においては規程を制定していなかったため、制定するよう依頼があったものです。</p> <p>これを踏まえて、前回の委員会において議案第4号和光市公平委員会準公金管理規程を提案いたしました。修正が必要であるというご意見をいただきました。</p> <p>今回の議案第5号につきましては、委員各位からいただいたご意見を踏まえ、新たに案を作成したものになります。</p> <p>説明は以上になります。</p>					
石井委員長	<p>議案第5号の説明が終わりました。今回新たな議案を作っていただきましてメールで意見を交換させていただいた所ですが、これにつきまして何かご意見等がございましたらお願いいたします。</p>					
両委員	<p>ありません。</p>					
石井委員長	<p>両委員から異義はないという事でご意見いただきましたので、議案第5号和光市</p>					

	公平委員会準公金管理規程を定めることについては承認でよろしいでしょうか。
両委員	異議なし。
石井委員長	それでは承認といたします。
樫沢委員	質問よろしいでしょうか。条例などを施行するときの公布日というのは何かルールがあるのでしょうか。この公布日というのはいつになりますか。
斎藤局長	施行はこれからになります。
末永次長	まず皆様に内容を承認いただきます。その後、決裁をお回しいたしますので、その決裁の後すぐとなります。
樫沢委員	決裁は市長がするのか。
末永次長	公平委員会にいただきます。
樫沢委員	そういう意味では今日付けでしょう。
末永次長	今日決裁をいただければ、今日になります。
樫沢委員	今日これで公平委員会として全員一致で承認しましたので、公布日は普通であれば今日になるはずですが、そういう理解でよろしいですね。
末永次長	はい。
石井委員長	次に、議案第6号職員団体の登録事項の変更について、事務局から説明をお願いします。
斎藤局長	それでは、議案第6号職員団体の登録事項の変更についてご説明いたします。 地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、職員団体の登録事項変更届が提出されたので、これを受理し、及び登録することの承認を求めるものでございます。 令和7年6月26日付けで和光市職員労働組合から提出された職員団体登録事項変更届書について事務局で内容の審査を行いました。届出にかかる要件や書類に不備な点はなく、また、任期満了に伴う役員選挙を本年5月28日に告示し6月18日、19日にかけて投票が行われたところ、構成員

	<p>の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で役員が選出されています。</p> <p>なお、執行委員と特別委員は併せて23名おり、この内特別執行委員として4名が埼玉県本部と新座市から指導と援助を職務として就任しております。</p> <p>説明は以上になります。</p>
石井委員長	資料は先日お送りいただいたものという認識でよろしいでしょうか。
箭原	はい。
石井委員長	お二方には届いていますか。
斎藤局長	本日に配布しております。
石井委員長	それでは、議案第6号の説明が終わりました。これにつきましてご意見等がございましたらお願いいたします。
両委員	異議ありません。
石井委員長	(事務局に)何かございましたか。
斎藤局長	名簿を送る事について何か決まりがあるかの確認をさせていただいておりました。
石井委員長	個人の方のお名前が入った名簿を送るところで、すごく厳重な手続きで送っていただきましたが、それをもってしても個人の名前が入ったものになりますので、何か制約があるかとは思っているんですが。
樫沢委員	よろしいですか、我々に事前送付の必要はありません。
出口委員	そうですね、届け出になると思いますので事前送付は必要ありません。何かこれについて検討して審議するような要素はないと思いますので。
末永次長	<p>以前は委員長にも事前にお送りはしていないかと思います。石井委員長におかれましては今回初めて公平委員になられたという事で事前に送付をさせていただきます。</p> <p>こちらの職員団体の登録の変更につきましては、毎年あるものになります。今後につきましては、従来どおり当日のお渡しとさせていただきたいと</p>

	<p>と思いますが、よろしいでしょうか。</p>
石井委員長	<p>それで問題ないと思います。</p>
末永次長	<p>それでは、今後はそのようにさせていただきます。</p>
樫沢委員	<p>我々は個人名については、はっきり言ってどうでもいい。労働組合が決議して決めればよい。要は労働組合の手続きに変な事はありませんよ、労働組合が自分勝手にやりたい放題やっているわけではないですよ、という事を確認していただければよいという事と、市の労働組合というのは県からくるわけですが、長年の県と市の労働組合のルールがあり、それはそういう事でやっているから、そこについては文句を言うつもりはない。昔の自治労がやっていたようなあんな時代のような事はありませんよ、という事さえ確認できればいいというのが、私個人の意見です。</p>
石井委員長	<p>他にご意見はありますか。</p>
両委員	<p>(ありません)</p>
石井委員長	<p>それでは、議案第6号職員団体の登録事項の変更については承認でよろしいでしょうか。</p>
両委員	<p>異議なし。</p>
石井委員長	<p>それでは、承認といたします。 本日の議案はすべて終了しましたが、事務局より何か連絡等がございましたらお願いいたします。</p>
斎藤局長	<p>特にございません。</p>
石井委員長	<p>他に（両委員へ）何かご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">刑事事件後からの職員の処分状況について (内容省略)</p>
石井委員長	<p>他に何かございますか。 なければ、本日の委員会を閉会します。</p>